

(第一類 第五号)

第五回國會 法務委員會 會議錄 第十号

(二六〇)

昭和二十四年四月二十五日(月曜日)

午後四時八分開議

出席委員

委員長 花村 四郎君

理事北川 定務君 理事高木 松吉君

理事吉田 安君 理事梨木次郎君

押谷 富三君 鍛冶 良作君

田嶋 好文君 牧野 寛策君

松木 弘君 眞鍋 勝君

大西 正男君 世耕 弘一君

出席政府委員

法務政務次官 遠山 丙市君

委員外の出席者

専門員 村 敦三君 専門員 小木 貞一君

四月二十三日

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)

裁判所法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)

司法試験法案(内閣提出第一〇〇号)

公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法案(内閣提出第九四号)(予)

刑事訴訟費用法の一部を改正する法律案(内閣提出九五号)(予)

司法警察職員等指定應急措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)(予)

の審査を本委員会に付託された。

同日

見島市に簡易裁判所設置の陳情書(岡山縣見島市長中塚元太郎)(第二八二号)

戸籍事務費全額國庫負担の陳情書外三十九件(長野縣下伊那郡伊賀良村長片山卓外三十九号)(第二九二号)を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件 司法試験法案(内閣提出第一〇〇号)

刑事訴訟費用法の一部を改正する法律案(内閣提出九五号)(予) 司法警察職員等指定應急措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)(予)

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正に関する件

○花村委員長 これより會議を開きます。

刑事訴訟費用法の一部を改正する法律案、司法警察職員等指定應急措置法等の一部を改正する法律案、司法試験法案の各案を一括議題といたします。政府委員より提案理由の説明を求めます。遠山政府委員。

刑事訴訟費用法の一部を改正する法律案 刑事訴訟費用法の一部を改正する法律

刑事訴訟費用法(大正十年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一條第一号中「公判ニ付呼出シタルを」公判ニ付召喚シ又ハ公判ニ於テ取調ヘタル」に改める。

第二條及び第三條中「出頭一度ニ付」を「出頭又ハ取調一度ニ付」に改める。 附、則 この法律は、公布の日から施行する。

司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律案 司法警察職員等指定應急措置法等の一部を改正する法律

第一條 司法警察職員等指定應急措置法(昭和二十三年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第三條の次に次の一條を加える。 第四條 左に掲げる日本國有鐵道の役員又は職員で、運輸大臣の定める者がその役員又は職員の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する檢察廳の檢事正と協議をして指名したものは、日本國有鐵道の列車又は停車場における現行犯について、第一号に掲げる役員又は職員にあつては刑事訴訟法の規定による司法警察員として、第二号に掲げる職員にあつては同法の規定による司法巡査として職務を行

一 日本國有鐵道の役員、副長

一 日本國有鐵道の長並びに日本國有鐵道の職員で旅客公衆の秩序維持又は荷物事故防止の事務を担当するもの

二 日本國有鐵道の駅又は車掌区の助役及び車掌並びに日本國有鐵道の職員で旅客公衆の秩序維持又は荷物事故防止の事務を担当するもの

第二條 海上保安廳法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三十一條 海上保安官は、海上における犯罪について、海上保安廳長官の定めるところにより、刑事訴訟法の規定による司法警察職員として職務を行う。

附則 この法律中第一條の規定は、日本國有鐵道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)施行の日から、第二條の規定は、公布の日から施行する。

司法試験法案 司法試験法

第一條 司法試験は、法律専門家として必要な知識及びその應用能力を有するかどうかを判定することを目的とする國家試験とする。

2 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十六條の試験は、この法律により行

(司法試験の種類) 第二條 司法試験を分けて、第一次試験及び第二次試験とする。(第一次試験)

第三條 第一次試験は、第二次試験を受けるのに相當な教養と一般的學力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める大學卒業程度において一般教養科目について筆記の方法により行

(第一次試験の免除) 第四條 左の各号の一に該当する者に対しては、第一次試験を免除する。

一 学校教育法に定める大學において學士の稱号を得るのに必要な一般教養科目の學習を終つた者

二 旧高等學校令(大正七年勅令第三百八十九号)による高等學校高等科、旧大學令(大正七年勅令第三百八十八号)による大學予科又は旧專門學校令(明治三十六年勅令第六十一号)による專門學校を卒業し、又は修了した者

三 旧高等試驗令(昭和四年勅令第十五号)による高等試驗(以下高等試驗と略稱する。)予備試驗に合格した者又はその免除を受けていた者

四 前三号に該当する者の外、司法試験管理委員會の定めるところ

るにより、前三号に該当する者と同等以上の教養と一般の学力を有すると認められた者

2 第二次試験に合格した者に対しては、その後第一次試験を免除する。

(第二次試験)

第五條 第二次試験は、法律専門家として必要な学識及びその應用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、第六條に定める科目について筆記及び口述の方法により行ふ。

2 第二次試験は、第一次試験に合格した者又は第四條の規定により第一次試験を免除せられた者に限り、受けることができる。

(第二次試験の試験科目)

第六條 筆記試験は、左の七科目について行ふ。

- 一 憲法
- 二 民法
- 三 刑法
- 四 民事訴訟法
- 五 刑事訴訟法
- 六 左の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

行政法
七 左の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

刑法
南法 (前号で受験者が選択した科目)
行政法 (しなかつたもの)
刑事政策

2 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、憲法、民法、刑法、

民事訴訟法及び刑事訴訟法の五科目について行ふ。

3 筆記試験に合格した者に対しては、その願により、次回の司法試験の筆記試験を免除する。

(司法試験の施行)

第七條 司法試験は、毎年一回以上行ふものとし、その期日及び場所は、あらかじめ、官報をもつて公告する。

(合格者の決定方法)

第八條 司法試験の合格者は、司法試験審査委員の合議によつて定めらる。

(合格証書)

第九條 司法試験の各試験に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授與する。

(不正受験者)

第十條 不正の手段によつて司法試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくは司法試験管理委員会規則に違反した者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

(受験手数料)

第十一條 第一次試験を受けようとする者は、二百円、第二次試験を受けようとする者は、五百円を受験手数料として納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、司法試験を受けなかつた場合においても返還しない。

(司法試験管理委員会)

第十二條 司法試験に関する事項を管理させるため、法務総裁の所轄

の下に司法試験管理委員会を置く。

(委員)

第十三條 司法試験管理委員会は、委員三人をもつて組織する。

2 委員のうち二人は、法務総裁官房長及び最高裁判所事務総長をもつて充て、他の委員の一人は、法務総裁が弁護士のうちから弁護士会の推薦に基き任命する。

3 弁護士たる委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 弁護士たる委員に対する報酬は、法務総裁が、大蔵大臣と協議して定める。

第十四條 委員長は、委員の互選に基き、法務総裁が任命する。

2 委員長は、司法試験管理委員会の会務を総理し、司法試験管理委員会を代表する。

3 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(司法試験審査委員)

第十五條 司法試験は、法務総裁が、司法試験管理委員会の推薦に基き、試験ごとに任命する司法試験審査委員が行ふ。

2 司法試験審査委員の数は、試験科目一科目につき四人を越えてはならない。

3 司法試験審査委員に対する報酬は、法務総裁が大蔵大臣と協議して定める。

(委員会の庶務)

第十六條 司法試験管理委員会の庶務は、法務総裁官房においてつか

さる。

(司法試験管理委員会規則)

第十七條 司法試験管理委員会は、司法試験の施行に必要な細則その他その職務を行うために必要な事項について、司法試験管理委員会規則を制定することができる。

2 司法試験管理委員会規則は、官報をもつて公布する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和二十四年中に限り、第一次試験は、旧高等試験令による高等試験予備試験の例に従つて行ふことができる。

3 昭和二十三年に行われた高等試験司法科試験の筆記試験に合格した者に対しては、その願により、この法律により最初に行われる司法試験の筆記試験を免除する。

4 高等試験司法科試験に合格した者は、この法律による司法試験に合格した者とみなす。

○遠山政府委員 たいい上程になりました刑事訴訟費用法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

本案は、いわゆる在廷証人に対しての旅費、日当、宿泊料等を支給するとともに、これを訴訟費用の一部に加えるようとするものであります。職権主義を基調とし、かつ起訴と同時に一件捜査記録が裁判所に引継がれることになつておりました旧刑事訴訟法のもとにおきましては、在廷証人の利用は算入に足る程度で、ほとんど問題になることはなかつたのであります。が、職権主義が後退し、多分に当事者主義が主

取入れられ、かついわゆる起訴状一本主義が採用せられては、この在廷証人の利用が、従来に比し著しく活発になつて来ているのであります。これは、証拠はまず檢察官なり被告人または弁護人なりの当事者側から提出することにした新刑事訴訟法の当事者主義的構造にもとらず、かつ全体としての審理の促進をはかる上からいたしまして、当然の傾向と認められるのであります。しかしてかかる在廷証人は、当事者の求めにより、当該公判期日に出頭して来ているものでありますから、裁判所において証人として採用され、取調べを受けた以上、当初から裁判所が喚問した証人とその取扱いを同じにするのが相当と認められるのであります。なお鑑定人等についても、これに準じて考えられるのであります。それでこれらの者に対しても、旅費、日当、宿泊料等を支給し、これを訴訟費用の一部に加えることにいたしました次第であります。

以上まことに簡単であります。が、提案理由の御説明を終ります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次はただいま上程に相なりました司法警察職員等指定應急措置法等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

第一は、司法警察職員等指定應急措置法の一部改正であります。が、御承知の通り運輸事務官、鉄道手等の國有鉄道の職員につきましては、従来大正十二年勅令第五二八号によりまして、司法警察官吏の職務を行う者として指定されておりました。改正刑事訴訟法のもとに

は、法務総裁が、大蔵大臣と協議して定める。

は、法務総裁が、大蔵大臣と協議して定める。

は、法務総裁が、大蔵大臣と協議して定める。

は、法務総裁が、大蔵大臣と協議して定める。

おきまして、司法警察職員等指定應
急措置法により、従来と同様に司法警
察職員として指定されているのであり
ますが、今回日本國有鉄道法の施行に
伴いまして、これらの職員は、公法人
たる日本國有鉄道の役員または職員と
なることと相なりましたので、これを
新たに司法警察職員として指定する必
要を生じ、これを司法警察職員等指定
應急措置法中に規定することとしたし
たのであります。なお指定の方法につ
きましては、前に申し述べましたよう
に、日本國有鉄道が國家の手を離れた
公法人であることにかんがみまして、
従来のごとくその指名権者を、当該役
職員の所属する事務所の長に一定する
方法によることなく、運輸大臣が適當
と認められる者を指名権者として選定
することとし、指名については運輸大
臣の監督の道を残した次第でありま
す。

に發揮せしめるため、せひとも必要な
應急的措置を規定いたしましたもので
ありますから、何とぞ慎重御審議の
上、すみやかに可決あらんことを望む
次第であります。

次はただいま議題となりました司法
試験法案について、提案の理由を御説
明申し上げます。

これまで裁判官、檢察官、弁護士等
の法律専門家は、原則として高等試験
令による高等試験司法科試験に合格し
たる者が、司法修習生または弁護士試
補として実務修習を終えて、初めてそ
の資格を得たことは御承知の通りであ
ります。ところが國家公務員法の改正
によつて高等試験令が廃止せられ、高
等試験司法科試験の制度は昨年末でな
くなりましたので、これにかわるべき
試験制度を早急に定める必要があるの
でありまして、ここにこの法律を提出
いたしました次第であります。

次は、海上保安官法第三十一條の政
正であります。現在の海上保安官につ
きましては、二級の海上保安官が司
法警察官として、三級の海上保安官が
司法巡査として職務を行うものとせら
れておるのであります。ところが二級
の海上保安官は、その数が比較的少
く、それがために司法警察官として捜
査事件の処理をいたします際に、少か
らざる不便を感じて來たのでありま
す。そこで本案におきましては、司法
警察官と司法巡査の区別を、海上保安
廳長官の定めるところによるものとい
たしまして、その職務の遂行を円滑な
らしめることといたしましたのでありま
す。

法案の内容について簡単に御説明い
たしますと、この試験は、法律専門家
として必要な学識及びその应用能力を
有するかどうかを判定することを目的
とする國家試験でありまして、これを
第一次試験と第二次試験にわかれ、第
一次試験は第二次試験を受けるのに相
當な教養と一般の学力を有するかどう
かを判定することを目的とし、学校教
育法に定める大学卒業程度において、
一般教養科目について筆記の方法によ
つて行うこととしたのであります。ま
して、従前の高等試験予備試験のこと
く、その受験資格を制限しないことと
することともに、試験科目の範囲を廣
げることとしたのであります。その
具体的な細目は、後に述べる司法試
験管理委員会規則で定められることに

なるうと存じます。そしてこの第一次
試験は、学校教育法に定める大学にお
いて、学士の称号を取得するの必要
な一般教養科目の学修を終つた者、旧
高等學校令による高等學校高等科、旧
大學令による大學予科または旧專門學
校令による專門學校を卒業または修了
したる者、旧高等試験令による高等試
験予備試験に合格したる者、または弁
護士法第三條の試験の受験資格の特例
に關する勅令の規定等によつて、高等
試験予備試験の免除を受けていた者等
に對しては、第一次試験を免除するこ
ととした次第であります。第二次
試験は、法律専門家として必要な学識
及びその应用能力を有するかどうかを
判定することを目的とし、第一次試験
に合格したる者またはその免除を受け
たる者について、筆記及び口述の方法
によつて行うこととし、筆記試験は憲
法、民法、刑法、民事訴訟法及び刑事
訴訟法の五科目のほか、商法及び行政
法のうち受験者があらかじめ選択する
一科目。商法、行政法、これはすでに
選択した場合を除くのであります。ま
た刑事政策のうち、受験者があらかじめ
選択する一科目。合計七科目につい
て行い、また口述試験は筆記試験に合
格したる者について憲法、民法、刑
法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の五科
目について行うものであります。こ
れらの試験科目を従前の高等試験司法
科試験の試験科目に比べますと、筆記
試験、口述試験ともに受験者にとつて
やや負担が重くなつておりますが、健
全な法律専門家養成のためには、この
程度の負担加重は必要やむを得ないも
のと信ずるのであります。なお司法試

験は毎年一回以上行うこととし、その
期日及び場所はあらかじめ官報をも
つて公告することとしたのでありま
す。

次に司法試験に關する事項を管理す
る機關といたしましては、司法試験が
法律に關する学力檢定の國家試験たる
性質にかんがみ、政府の法務統轄機關
たる法務總裁の所轄とし、その所轄の
もとに司法試験管理委員会を置き、委
員会は法務總裁官房長、最高裁判所事
務總長及び法務總裁が弁護士会の推薦
によつて任命する弁護士一人、この三
人で構成し、委員長は委員の互選に基
き、法務總裁が任命することにしたの
であります。そうして別に委員会に、
法務總裁が法律學者や法律実務家等の
うちから委員会の推薦に基き、試験に
と任命する司法試験考査委員を置き、
司法試験はこの委員が行われ、合格
者の決定もこの委員が行うこととし
したのであります。なお委員会の庶務
は、法務總裁官房においてこれをつか
さどるものとし、この試験の施行に必
要な細則、その他委員会がその職務を
行うために必要な事項については、委
員会が司法試験管理委員会規則を制定
することができることとしたのであ
ります。

なおこの法案におきましては、司法
試験の合格者に対する合格證書の授
與、不正受験者に対する処分及び受験
手数料等について規定を設け、附則に
おいては、この法律の施行に必要な經
過規定を定めてありますが、これらに
ついては別段御説明をいたすまでもな
いと存じます。全体といたしまして、
この法案は、つとめて従前の高等試験
司法科試験の例にならつて、不当の混

乱を避けるように努めたのでありま
す。

以上はなほだ簡單であります。こ
の法案の概要について御説明申し上げ
ました。何とぞ慎重御審議の上、すみ
やかに御可決あらんことをお願いいた
す次第であります。

○花村委員長 本日は提案理由の説明
にとどめ、質疑は次会にいたしたいと
存じます。

○花村委員長 次に議院における証人
の宣誓及び証言等に関する法律の一部
改正に關する件を議題といたします。
本件は議院運営委員会で取上げられて
おります問題であります。正式に本
委員会に提出せられます前に、予備
審査的な意味におきまして法務委員の
御意見を承りたいと存じます。

○花村委員長 本日は提案理由の説明
にとどめ、質疑は次会にいたしたいと
存じます。

○花村委員長 次に議院における証人
の宣誓及び証言等に関する法律の一部
改正に關する件を議題といたします。
本件は議院運営委員会で取上げられて
おります問題であります。正式に本
委員会に提出せられます前に、予備
審査的な意味におきまして法務委員の
御意見を承りたいと存じます。

○花村委員長 本日は提案理由の説明
にとどめ、質疑は次会にいたしたいと
存じます。

○花村委員長 次に議院における証人
の宣誓及び証言等に関する法律の一部
改正に關する件を議題といたします。
本件は議院運営委員会で取上げられて
おります問題であります。正式に本
委員会に提出せられます前に、予備
審査的な意味におきまして法務委員の
御意見を承りたいと存じます。

○花村委員長 本日は提案理由の説明
にとどめ、質疑は次会にいたしたいと
存じます。

○花村委員長 次に議院における証人
の宣誓及び証言等に関する法律の一部
改正に關する件を議題といたします。
本件は議院運営委員会で取上げられて
おります問題であります。正式に本
委員会に提出せられます前に、予備
審査的な意味におきまして法務委員の
御意見を承りたいと存じます。

○花村委員長 本日は提案理由の説明
にとどめ、質疑は次会にいたしたいと
存じます。

○花村委員長 次に議院における証人
の宣誓及び証言等に関する法律の一部
改正に關する件を議題といたします。
本件は議院運営委員会で取上げられて
おります問題であります。正式に本
委員会に提出せられます前に、予備
審査的な意味におきまして法務委員の
御意見を承りたいと存じます。

昭和二十四年五月十六日印刷

昭和二十四年五月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局

第一類第五号

(三七)